

III その他の取組（調査及び資料収集）

第二期基本計画では、優先的に取り組む事項として「担い手の確保・育成等の推進」を目指している。

令和4年度以降、当計画における取組事項の実効性を高めることを目的に、本事業では以下の取組を行った。

本報告書（本編）では、各調査結果の概要を掲載する（調査結果の詳細は「資料編」に掲載）。

1 市民後見人実態把握調査

2 法人後見実施団体に対する実態把握調査

（市町村社会福祉協議会、全国権利擁護支援ネットワーク加盟団体）

3 都道府県、都道府県社会福祉協議会による法人後見養成研修カリキュラムに関する資料収集

1 市民後見人実態把握調査

① 調査概要

(1) 目的

市民後見人を養成している市町村を対象に、各地における市民後見人の育成・活動状況やその課題等を把握するとともに、育成された市民後見人が被後見人等の意思決定支援等の幅広い場面で活躍できるような支援方策等の検討・整理を行うための基礎資料収集を目的に、本調査を実施した。

(2) 調査対象

令和3年度「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」の設問の中で、問43「市民後見人の養成の実施の有無」について「A 令和3年度に実施している（予定を含む）」と回答いただいた市町村担当部署 375自治体

(3) 調査方法

メールにより調査票の配布・回収を行った。

(4) 調査期間

令和4年1月

(5) 回収状況

調査票の有効回収数 267件（回収率 74%）

② 調査結果の概要

「市民後見人実態把握調査」

INDEX

1. 調査の概要

2. 調査結果の概要

- (1) 回答自治体の属性
- (2) 市民後見人養成研修の実施主体、実施形態
- (3) 市民後見人養成研修カリキュラムの概要
- (4) 権利擁護支援に関わる取組をしている養成研修修了者の名称、テーマカラー
- (5) 市民後見人養成者及び登録者の活動形態
- (6) 市民後見人登録者の受任事例検討状況（有無と概要）
- (7) 市民後見人が受け取る報酬付与申立てに関する方針
- (8) 市民後見人への活動支援の概要
- (9) 市民後見人の活動によるメリット、関係者等からの評価の概要
- (10) 市民後見人への活動支援における課題

※構成割合（％）は四捨五入しているため、内訳の合計が100％に合わない場合がある。

1. 調査の概要

調査の概要

(1) 目的

市民後見人を養成している市町村を対象に、各地における市民後見人の育成・活動状況やその課題等を把握するとともに、育成された市民後見人が被後見人等の意思決定支援等の幅広い場面で活躍できるような支援方策等の検討・整理を行うための基礎資料収集を目的に、本調査を実施した。

(2) 調査対象

令和3年度「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」の設問の中で、問43「市民後見人の養成の実施の有無」について「A 令和3年度に実施している（予定を含む）」と回答いただいた市町村担当部署 375自治体

(3) 調査方法

メールにより調査票の配布・回収を行った。

(4) 調査期間

令和4年1月

(5) 回収状況

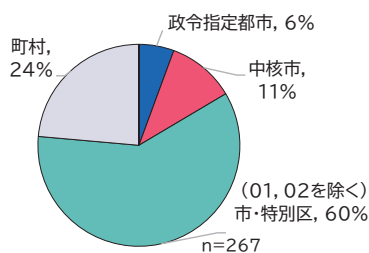
調査票の有効回収数 267件（回収率74%）

2. 調査結果の概要

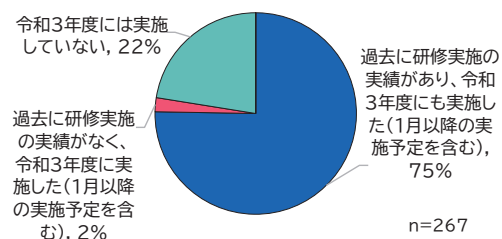
(1) 回答自治体の属性：267自治体

- ・回答の寄せられた自治体を自治体区分別にみると、「政令指定都市」(6%)、「中核市」(11%)、「市・特別区」(60%)、「町村」(24%)だった。
- ・「市民後見人養成研修」の実施状況をみると、「令和3年度に実施（予定を含む）」は（207自治体、77%）だった（令和3年4月1日時点）。

回答自治体の区分



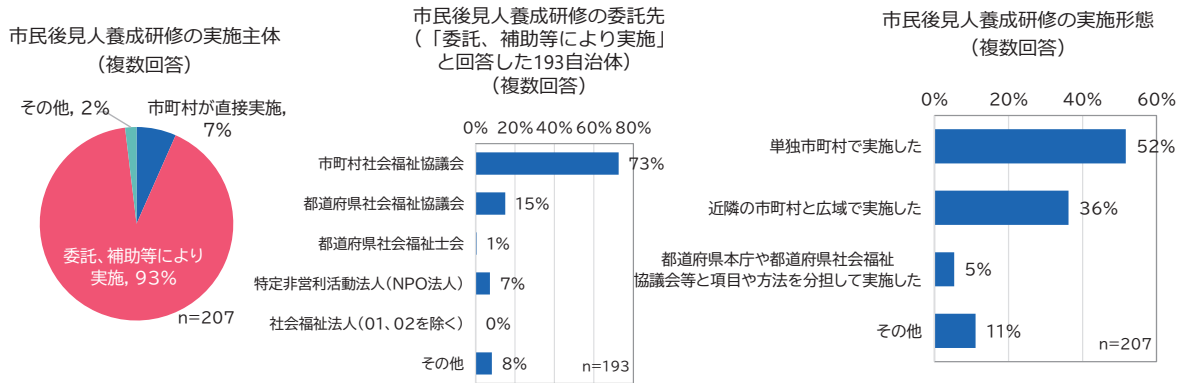
市民後見人養成研修の実施状況
(令和3年4月1日時点)



2. 調査結果の概要

(2) 市民後見人養成研修の実施主体、実施形態：「市民後見人養成研修」を「令和3年度に実施（予定を含む）」と回答した207自治体

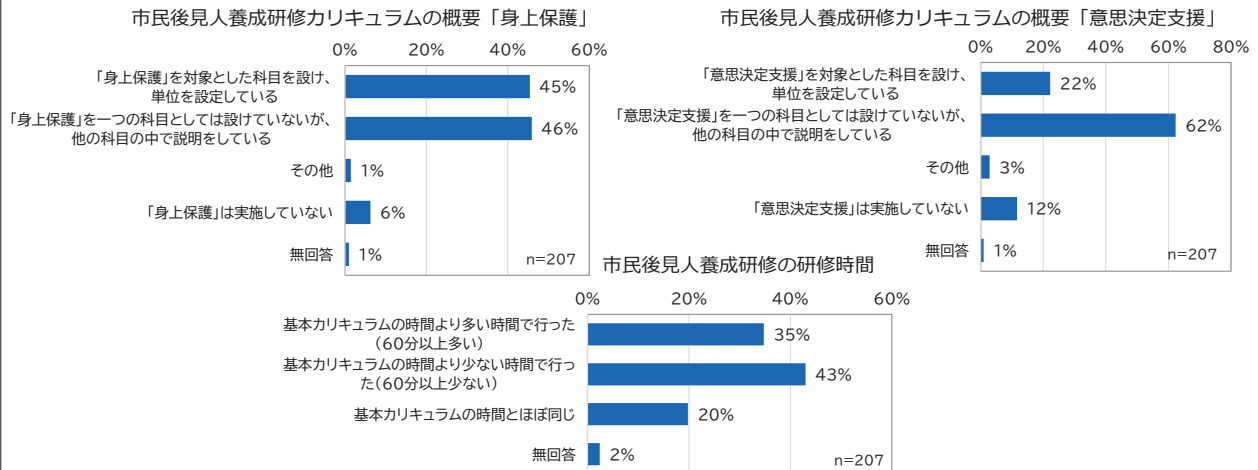
- 市民後見人養成研修の実施主体（複数回答）は「委託、補助により実施」が193自治体（93%）を占めた。委託先は「市町村社会福祉協議会」が73%、都道府県社会福祉協議会が15%。
- 市民後見人養成研修の実施形態（複数回答）は、「単独市町村で実施」（52%）、「近隣の市町村と広域で実施」（36%）だった。



2. 調査結果の概要

(3) 市民後見人養成研修カリキュラムの概要：「市民後見人養成研修」を「令和3年度に実施（予定を含む）」と回答した207自治体

- 「身上保護」：一つの科目を設けたり、他の科目のなかで説明している割合は91%（「一つの科目を設けている」(45%)。「他の科目で説明」(46%)の合計値）。
- 「意思決定支援」：一つの科目を設けたり、他の科目のなかで説明している割合は84%（「一つの科目を設けている」(22%)。「他の科目で説明」(62%)の合計値）。
- 令和3年度に各市町村が実施した研修時間は「市民後見人養成のための基本カリキュラム」（厚生労働省）の研修時間と比較して「60分以上多い」（35%）、「60分以上少ない」（43%）、「基本カリキュラムの時間とほぼ同じ」（20%）。

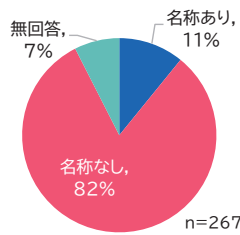


2. 調査結果の概要

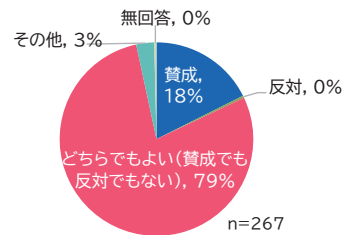
(4) 権利擁護支援に関わる取組をしている養成研修修了者の名称、テーマカラー：267自治体

- ・市民後見人養成研修修了者のうち、後見人等としては選任されていない方で、制度の広報・相談など、権利擁護支援に関わる取組をしている方の名称について、「名称あり」と回答した割合は11%。
- ・成年後見制度利用促進や市民後見人のテーマカラーを「緑」と設定することについては、「どちらでもよい(賛成でも反対でもない)」が79%、「賛成」が18%、「反対」は0%。

後見人等としては選任されていないが、権利擁護支援に関わる取組をしている養成研修修了者の名称の有無



成年後見制度利用促進や市民後見人のテーマカラーを「緑」と設定することについて

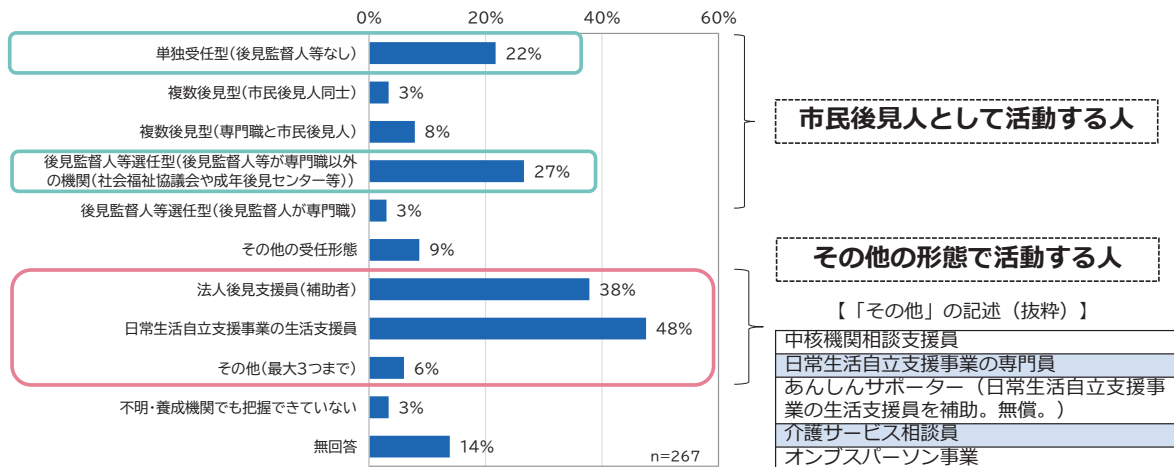


2. 調査結果の概要

(5) 市民後見人養成者及び登録者の活動形態（令和3年4月1日時点）：267自治体

- ・市民後見人養成者及び登録者の活動形態（複数回答）をみると、市民後見人養成者及び登録者の活動形態は「日常生活自立支援事業の生活支援員」（48%）が半数、「法人後見支援員（補助者）」が（38%）4割。
- ・「後見監督人等選任型」（27%）、「単独受任型（後見監督人等なし）」（22%）が続いている。

市民後見人養成者及び登録者の活動形態（複数回答）（令和3年4月1日時点）

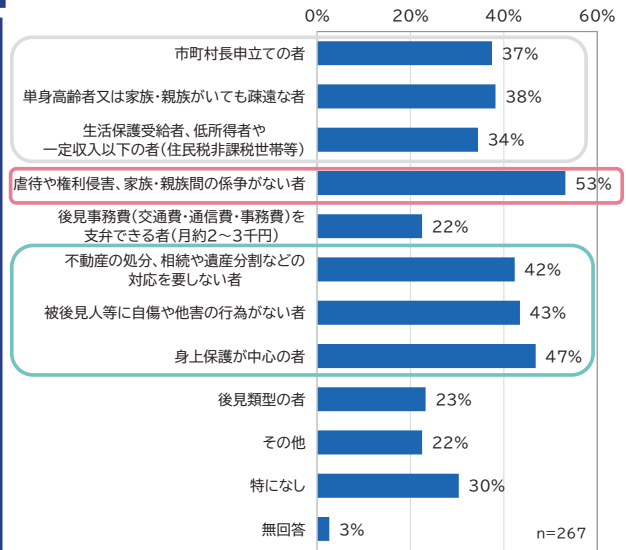


2. 調査結果の概要

(6) 市民後見人登録者の受任事例検討状況（有無と概要）：267自治体

- 市民後見人登録者の受任事例検討状況（複数回答）をみると、「特になし」が30%であり、70%の自治体は何かしらの検討を行っている。
- 検討内容として最も多かったのは「虐待や権利侵害、家族・親族間の係争がない者」（53%）。
- 次いで「身上保護が中心の者」（47%）、「被後見人等に自傷や他害の行為がない者」（43%）、「不動産の処分、相続や遺産分割などの対応を要しない者」（42%）が続いている。
- 「その他」の記述をみると「安定した財産」、「紛争性がない」、「居所の安定」等の記載がみられた。なかでも、「リレー方式、法人後見の支援員、日常生活自立支援事業の利用者等」、市民後見人が受任した後の支援の継続性を意識している記述もみられた。

市民後見人登録者の受任事例検討状況（複数回答）

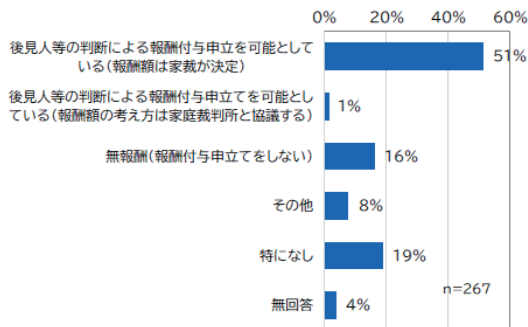


2. 調査結果の概要

(7) 市民後見人が受け取る報酬付与申立てに関する方針：267自治体

- 市民後見人が受け取る報酬付与申立てに関する方針として最も多かったのは、「後見人等の判断による報酬付与申立を可能としている（報酬額は家裁が決定）」（51%）で半数を超えていた。また、「特になし」（19%）、「無報酬（報酬付与申立てをしない）」（16%）が続いている。
- 後見人等の報酬算定は裁判事項であり、自治体が関与することはないが、「その他」の記述からは、市民後見人（を含む）後見人等の報酬付与や額に対し、自治体が意見具申していることがうかがえる記述もみられた（「その他」の記述は自治体回答原文ママ）。

市民後見人が受け取る報酬付与申立てに関する方針



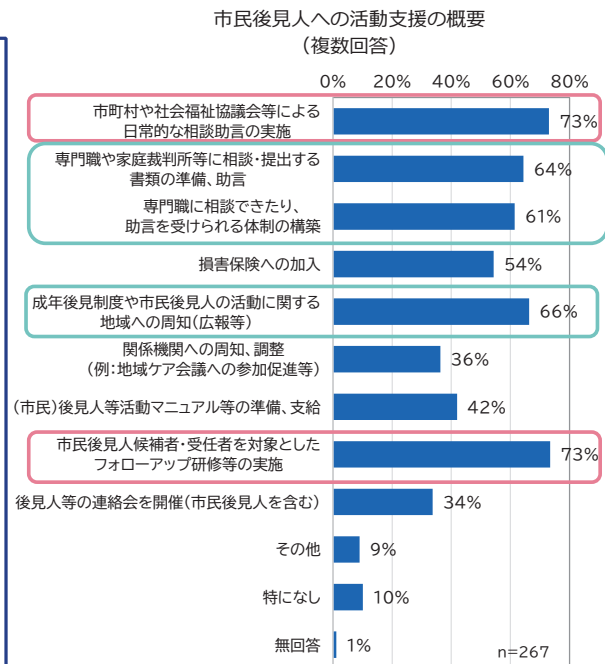
【「その他」の記述（抜粋）】

| | |
|--|------|
| 後見人等の判断による報酬付与申立を可能としているが（報酬額は家裁が決定）、本市成年後見制度利用支援事業実施要綱により、対象者が在宅者又は施設入所者かによって月額の上限を定めており、家裁が決定した報酬額と対象者の月額上限額を比較して、少ない金額を助成することとしている。 | 指定都市 |
| 専門職後見人と市民後見人で6：4の報酬割合を設定している。 | 市 |
| 報酬付与申立を行っても被後見人等の生活に支障がなければ、後見人等の判断で申立を可能としている。支障がある場合は、後見人と監督人とで検討し、報酬を減額する上申書を添付したり、申立時期を調整している。 | 市 |
| 後見監督人である社会福祉協議会にて報酬付与を決定している。 | 市 |
| 社協と折半の額を基本としている | 市 |
| 必ず報酬付与申立を行い、被後見人等が負担不可の場合は報酬助成を行っている。 | 市 |
| 法人後見として報酬付与申立を行い、法人が報酬額を決めて一律としている。 | 市 |

2. 調査結果の概要

(8) 市民後見人への活動支援の概要：267自治体

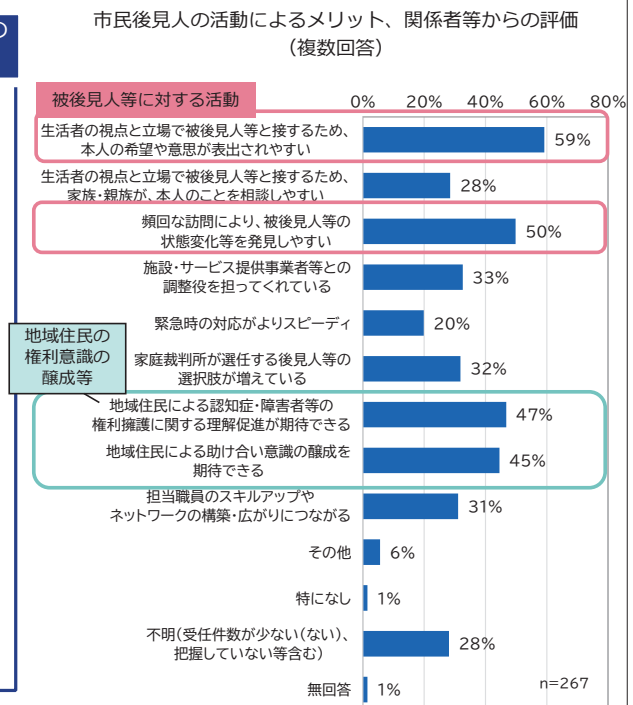
- 市民後見人への活動支援の概要（複数回答）をみると、「市町村や社会福祉協議会等による日常的な相談助言の実施」と「市民後見人候補者・受任者を対象としたフォローアップ研修等の実施」がともに73%で最多だった。
- その他にも、「成年後見制度や市民後見人の活動に関する地域への周知（広報等）」（66%）、「専門職や家庭裁判所等に相談・提出する書類の準備、助言」（64%）、「専門職に相談できたり、助言を受けられる体制の構築」（61%）等が6割を超えており、養成研修の実施から受任後のフォローまで多くの場面で支援を行っている自治体が多いことがうかがえる。



2. 調査結果の概要

(9) 市民後見人の活動によるメリット、関係者等からの評価の概要：267自治体

- 市民後見人の活動によるメリット、関係者等からの評価の概要（複数回答）を大別すると「被後見人等に対する活動」、「地域住民の権利意識の醸成等」に分けることができ、それらの割合が高い。
- 「被後見人等に対する活動」では「生活者の視点と立場で被後見人等と接するため、本人の希望や意思が表出されやすい」（59%）、「頻回な訪問により、被後見人等の状態変化等を発見しやすい」（50%）が半数を超えている。
- 「地域住民の権利意識の醸成等」では「地域住民による認知症・障害者等の権利擁護に関する理解促進が期待できる」（47%）、「地域住民による助け合い意識の醸成を期待できる」（45%）が4～5割を占めている。



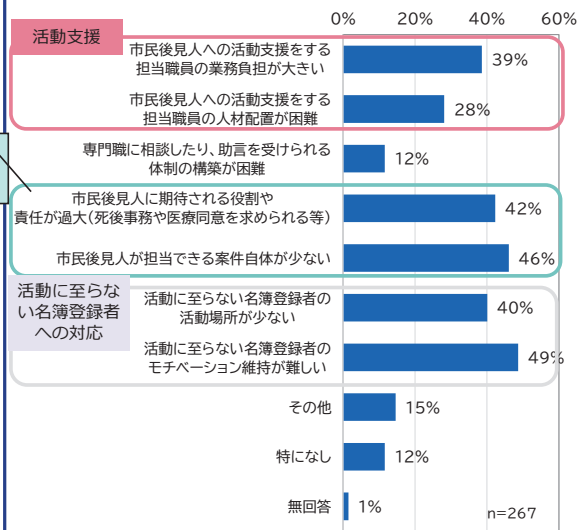
2. 調査結果の概要

(10) 市民後見人への活動支援における課題：267自治体

- 市民後見人への活動支援における課題（複数回答）を大別すると「活動支援」、「市民後見人の役割等」「活動に至らない名簿登録者への対応」に分けることができ、それらの割合が高い。
- 「活動支援」では「担当職員の業務負担の大きさ」（39%）や「担当職員の人材配置」（28%）となっている。
- 「市民後見人の役割等」では「市民後見人が担当できる案件自体が少ない（46%）」、「市民後見人に期待される役割や責任が過大（死後事務や医療同意を求められる等）」（42%）が4割を超えている。
- 「活動に至らない名簿登録者への対応」では「活動に至らない名簿登録者のモチベーション維持が難しい」（49%）、「活動に至らない名簿登録者の活動場所が少ない」（40%）が4割を超えている。

市民後見人の役割等

市民後見人への活動支援における課題
（複数回答）



2 法人後見実施団体に対する実態把握調査

① 調査概要

(1) 目的

全国どの地域においても、成年後見制度の利用を必要とする人が、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるための体制整備を進めるうえで、法人後見実施団体による適切な後見活動の取組が促進されるような検討・整理を行うための基礎資料収集を目的に、本調査を実施した。

(2) 調査対象

- ・市町村社会福祉協議会⁵⁸のうち、法人後見を実施している市町村社協 490法人（令和元年9月末時点）
- ・一般社団法人全国権利擁護支援ネットワーク⁵⁹に加盟している団体（市町村社協を除く） 92法人

(3) 調査方法

- ・市町村社会福祉協議会：全国社会福祉協議会、都道府県社会福祉協議会を經由して調査票の配布を依頼。回収は調査機関の回収専用メールアドレスへの返送を依頼。
- ・全国権利擁護支援ネットワークに加盟している団体：調査機関からの発送・回収（メール）

(4) 調査期間

令和4年1月

(5) 回収状況

- ・市町村社会福祉協議会：有効回答数 401件（回収率 81.8%）
- ・全国権利擁護支援ネットワークに加盟している団体：有効回答数 28件（回収率 30.4%）

⁵⁸ 市町村社会福祉協議会には、指定都市社会福祉協議会を含む。

⁵⁹ (一社) 全国権利擁護支援ネットワーク：全国で高齢者、障害者の権利擁護支援を実践している団体・個人の、情報交換や人材交流を目的としたネットワーク。2005年から活動開始。2009年に一般社団として設立。正会員（団体数）147（市町村社会福祉協議会を含む。団体数は、令和4年1月当団体HPより）。

② 調査結果の概要

「法人後見実施団体に対する実態把握調査」

INDEX

1. 調査の概要

2. 調査結果の概要

- (1) 回答団体の属性
- (2) 法人としての運営状況
- (3) 法人として受任する事案の要件
- (4) 法人として受任している事案（法定後見）の傾向
- (5) 法人後見業務（体制、運営）に関する評価の実施状況
- (6) 法人後見支援員等（後見事務の経験のある専門職以外の者）に対する人材養成の実施状況
- (7) 法人または法人後見担当部署として利益相反や利益相反的な行為を防止するために行っている取組

※ 構成割合（％）は四捨五入しているため、内訳の合計が 100％に合わない場合がある。

1. 調査の概要

調査の概要

(1) 目的

全国どの地域においても、成年後見制度の利用を必要とする人が、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるための体制整備を進めるうえで、法人後見実施団体による適切な後見活動の取組が促進されるような検討・整理を行うための基礎資料収集を目的に、本調査を実施した。

(2) 調査対象

- ・市町村社会福祉協議会（指定都市社会福祉協議会を含む）のうち、法人後見を実施している法人 490法人（令和元年9月末時点）
- ・一般社団法人全国権利擁護支援ネットワーク※に加盟している団体（うち、市町村社会福祉協議会や賛助会員等を除く） 92法人

(3) 調査方法

- ・市町村社会福祉協議会：全国社会福祉協議会、都道府県社会福祉協議会を經由して調査票の配布を依頼。回収は調査機関の回収専用メールアドレスへの返送を依頼。
- ・全国権利擁護支援ネットワークに加盟している団体：調査機関からの発送・回収（メール）

(4) 調査期間

令和4年1月

(5) 回収状況

- ・市町村社会福祉協議会：有効回答数 401件（回収率 81.8%）
- ・全国権利擁護支援ネットワークに加盟している団体：有効回答数 28件（回収率 30.4%）

（一社）全国権利擁護支援ネットワーク：全国で高齢者、障害者の権利擁護支援を実践している団体・個人の、情報交換や人材交流を目的としたネットワーク。2005年から活動開始。2009年に一般社団として設立。正会員（団体数）147（市町村社会福祉協議会を含む。団体数は、令和4年1月当団体HPより。）

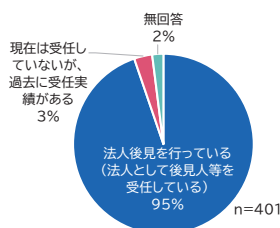
2 - 1. 調査結果の概要（市町村社会福祉協議会）

(1) 回答団体の属性（令和3年3月末時点）

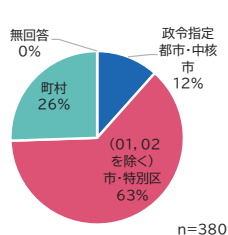
①市町村社会福祉協議会：401法人

- ・令和3年3月末時点で「法人後見を行っている（法人として後見人等を受任している）」と回答した市町村社協は**380法人**（95%）。
- ・また、回答のあった市町村社協が中核機関を運営している割合は3割弱（27%）。権利擁護センターまたは成年後見センターを運営している割合は5割（49%）。
- ・「法人後見を実施している市町村社協が法人として実施している事業」（複数回答：該当380法人）としては、「相談」や「福祉サービス」の割合が7割以上を占めている。
 - ①日常生活自立支援事業：97%
 - ②法定後見（成年）：93%
 - ③介護保険サービス（在宅系、通所系等）：79%、障害福祉サービス（居宅系、通所系、就労系）：73%
 - ④高齢者や障害者の日常生活や成年後見制度に関する相談事業（中核機関や権利擁護センター等で行っている相談事業も含む）：75%
- ・また、「任意後見」や「賃貸借契約、入院時の契約」等に取り組んでいる市町村社協の割合は1割前後だった（任意後見：11%、「賃貸借契約、入院時の契約」等は各6%）。

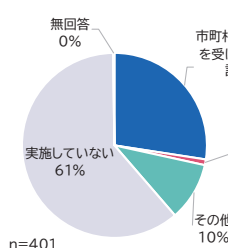
法人後見実施状況



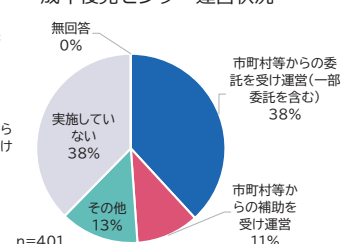
自治体区分



中核機関運営状況



権利擁護センターまたは成年後見センター運営状況



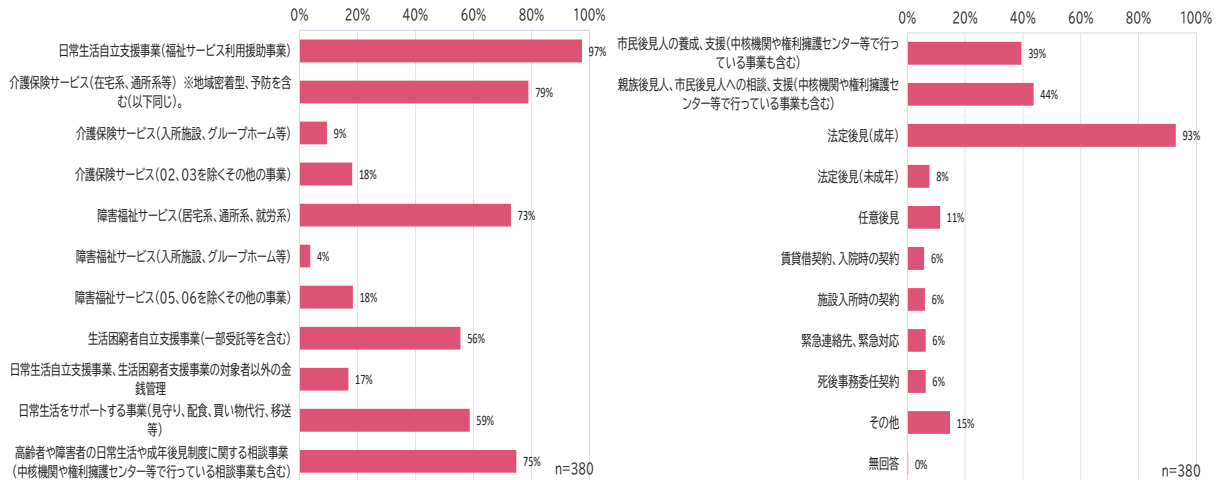
第2部 取組概要 Ⅲ その他
の取組（調査及び資料収集）
2. 法人後見実施団体に対する実態把握調査

2-1. 調査結果の概要（市町村社会福祉協議会）

（1）回答団体の属性（令和3年3月末時点）

①市町村社会福祉協議会：「法人後見を行っている（法人として後見人等を受任している）」と回答した380法人

法人後見を実施している市町村社協が法人として実施している事業
(複数回答)



2-1. 調査結果の概要（市町村社会福祉協議会）

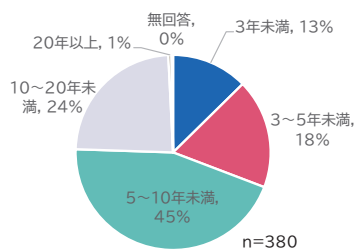
（2）法人としての運営状況（令和3年3月末時点）

①市町村社会福祉協議会：「法人後見を行っている（法人として後見人等を受任している）」と回答した380法人

- ・「法人後見の受任体制を整備してからの経過年数」で最も多かったのは「5～10年未満」（45%）。「10～20年未満」（24%）、「3～5年未満」（18%）が続いている。
- ・法人後見業務を担う合計人数（2,647人）に占める後見事務担当者の総数は1,008人（38%）。そのうち、「後見事務の経験のある専門職」の割合は484人（48%）。法人後見業務を担う合計人数（2,647人）に占める法人後見支援員の割合は62%（令和3年3月末時点）。

（参考）1団体当たりの体制、受任件数（令和3年3月末時点）：職員2人で6件受任している（受任件数は後述）。

法人後見の受任体制を整備してからの経過年数



法人後見業務を担う人員体制（実数）（令和3年3月末時点）

| | 回答数 (人) | 割合 | 平均値 (人) | 中央値 (人) |
|-----------------------|---------|-----|---------|---------|
| 01 後見事務担当者（総数） | 1,008 | 38% | 2.7 | 2 |
| 02 01のうち後見事務の経験のある専門職 | 484 | 48% | 1.4 | 1 |
| 03 法人後見支援員 | 1,639 | 62% | 4.8 | 1 |
| 合計 | 2,647 | - | - | - |

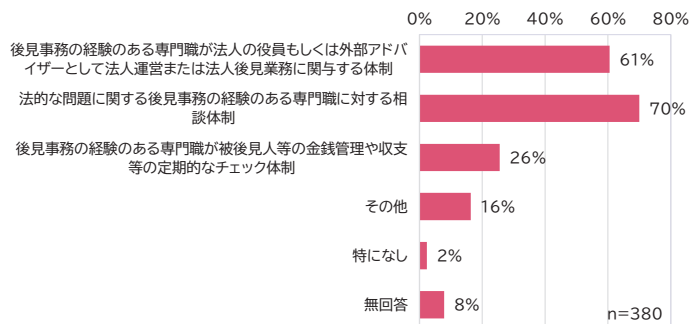
※「後見事務の経験のある専門職」：弁護士・司法書士・社会福祉士

2-1. 調査結果の概要（市町村社会福祉協議会） （2）法人としての運営状況（令和3年3月末時点）

①市町村社会福祉協議会：「法人後見を行っている（法人として後見人等を受任している）」と回答した380法人

- ・「組織的な指導監督および監査体制」（複数回答）は「法的な問題に関する後見事務の経験のある専門職 に対する相談体制」（70%）、「後見事務の経験のある専門職が法人の役員もしくは外部アドバイザーとして法人運営または法人後見業務に関与する体制」（61%）の割合が高い。

組織的な指導監督および監査体制
（複数回答）



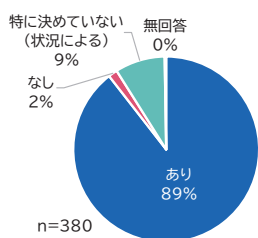
※「後見事務の経験のある専門職」：弁護士・司法書士・社会福祉士

2-1. 調査結果の概要（市町村社会福祉協議会） （3）法人として受任する事案の要件

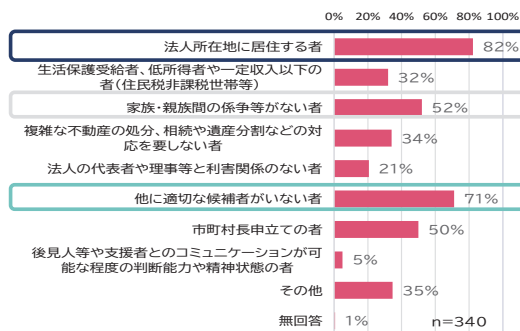
①市町村社会福祉協議会：「法人として受任する事案の要件あり」と回答した340法人

- ・法人として受任する事案の要件を「あり」と回答した市町村協協は340件（法人後見実施社協380件の89%）。「特に決めていない（状況による）」が33件（9%）。
- ・法人として受任する事案の要件があると回答した340法人が設けている「法人として受任する事案の要件」（複数回答）は、「法人所在地に居住する者」（82%）、「他に適切な候補者がいない者」（71%）、「家族・親族間の係争等がない者」（52%）の順になっている。
- ・また、「その他」の記述をみると、自由回答118件のうち、「日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）からの移行者」51件（43%）、「将来的に市民後見人への移行が見込まれる者」7件（6%）がみられ、法人として後見人等への就任後、支援の継続性を重視した検討がなされていることがうかがえる。

法人として受任する事案の要件の有無



法人として受任する事案の要件（複数回答）



2-1. 調査結果の概要（市町村社会福祉協議会）

（3）法人として受任する事案の要件

①市町村社会福祉協議会：「法人として受任する事案の要件あり」と回答した340法人

自由回答118件のうち、

- ・日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）からの移行者：51件（43.2%）
- ・将来的に市民後見人への移行が見込まれる者：7件（6%）

「その他」の記述（抜粋）

| ●日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）からの移行者 | ●将来的に市民後見人への移行が見込まれる者 |
|--|--|
| 日常生活自立支援事業からの移行事案で、法人が切れ目なく支援することで本人利益が見込める者 指定都市社協 | 親族等の紛争性や法的課題がない市民後見人が受任するにあたって負担の少ない者 指定都市社協 |
| 日常生活自立支援事業での対応が難しく、社協の法人として継続したかわりをする必要とする者 中核市社協 | 市民後見人の受け皿として将来的に受任移行が想定される者 中核市社協 |
| 法人所在地の隣接市・区におり、本市が介護保険等の支給決定等をしている者 中核市社協 | 法人後見から市民後見人にリレーすることが適切と認められる者 市社協 |
| 日常生活自立支援事業者の利用で、他に適切な後見人を得られないと判断された者 市社協 | |
| 日常生活自立支援事業の契約者、知的障害者及び精神障害者であって、長期に渡り支援を必要とする者 市社協 | ●その他 |
| ・収入資産が少なく、後見報酬が見込めない者。 ・財産管理より身上監護でのウェイトが高いと見込まれる者。 ・年齢が若く、長期間の後見が必要となる者。 ・後見人個人への攻撃が懸念される者。 市社協 | ・本人の意向確認 ・法人後見が本人に有益である想定 ・公的機関の関わり等チーム支援体制の有無 等 指定都市社協 |
| 基本的には法人の実施する福祉サービス利用援助事業の利用者 町村社協 | |

2-1. 調査結果の概要（市町村社会福祉協議会）

（4）法人として受任している事案（法定後見）の傾向（令和3年3月末時点）

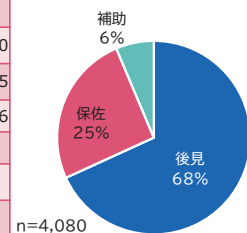
①市町村社会福祉協議会：令和3年3月末時点で法定後見（成年）の受任件数が1件以上あると回答した357法人

- ・令和3年3月末時点で、法人として受任している法定後見（成年）の件数：4,080件。
- ・法人として受任している法定後見（成年）の件数の内訳：
 - －「法定後見（成年）の類型」：「後見」（68%）、「保佐」（25%）、「補助」（6%）。
 - －「高齢者・障害者の状況」：「高齢者」（68%）、「知的障害者」（19%）、「精神障害者」（13%）で、**全国権利擁護支援ネットワーク加盟団体と比較して「高齢者」の割合が高い**（全国権利擁護支援ネットワーク加盟団体の「高齢者」の割合は48%）。
 - －「低所得に該当する者の数」：「生活保護受給者」（23%）、「住民税非課税世帯（生活保護受給者を除く）に所属する被後見人」（57%）。
 - －「その他の該当者数」：「被後見人等（本人）が後見人等や支援者とのコミュニケーションを拒否（とりづらい）」（10%）、「被後見人等（本人）から後見人等や支援者への頻回な連絡や要求、苦情等が入る」（5%）。

法人後見の受任実績、概要

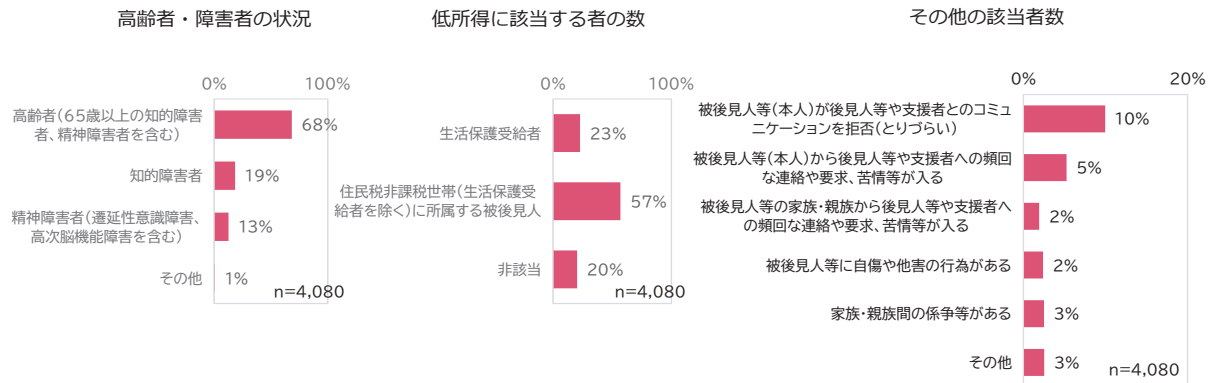
法定後見（成年）の類型

| | 回答数 | 割合 | 平均値 (件数) | 中央値 (件数) |
|--|-------|-----|-------------|-------------|
| 01 法人後見の受任体制を整備した年月～令和3年3月末時点までの累計受任件数 | 7,390 | — | 20.5 | 10 |
| 02 01のうち令和3年3月末時点で受任している件数 | 4,151 | — | 11.5 | 6.5 |
| 03 02のうち法定後見（成年）の受任件数 | 4,080 | 98% | 11.3 | 6 |
| 04 02のうち法定後見（未成年）の受任件数 | 14 | 0% | — | — |
| 05 02のうち任意後見の契約件数（未発効、発効を問わず契約している全数） | 141 | 3% | — | — |
| 06 貴法人が監督人等として選任され、関与している件数 | 369 | — | — | — |
| 無回答 | 17 | — | — | — |



2-1. 調査結果の概要（市町村社会福祉協議会） （4）法人として受任している事案（法定後見）の傾向（令和3年3月末時点）

①市町村社会福祉協議会：令和3年3月末時点で法定後見（成年）の受任件数が1件以上あると回答した357法人

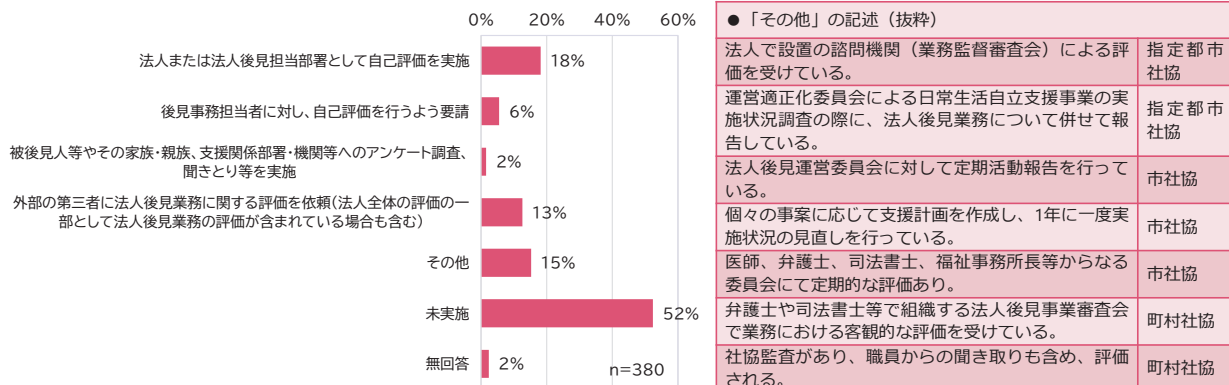


2-1. 調査結果の概要（市町村社会福祉協議会） （5）法人後見業務（体制、運営）に関する評価の実施状況

①市町村社協：「法人後見を行っている（法人として後見人等を受任している）」と回答した380法人

- ・「法人後見業務（体制、運営）に関する評価の実施状況」（複数回答）は「未実施」が52%で、第1位となっている。
- ・実施している内容としては「法人または法人後見担当部署として自己評価を実施」18%となっている。
- ・「その他」の記述をみると、外部の第三者をメンバーとする委員会や内部の監査委員等による監査によるチェックがなされている記載がみられる。

法人後見業務（体制、運営）に関する評価の実施状況（複数回答）



第2部 組織概要 Ⅲ その他
の取組(調査及び資料
収集) 2. 法人後見実施団
体に対する実態把握調査

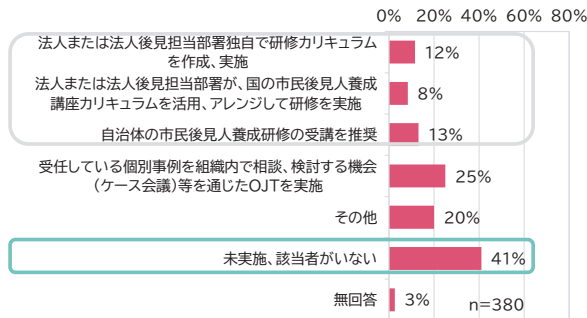
2-1. 調査結果の概要（市町村社会福祉協議会）

（6）法人後見支援員等（後見事務の経験のある専門職以外の者）に対する人材養成の実施状況

①市町村社会福祉協議会：「法人後見を行っている（法人として後見人等を受任している）」と回答した380法人

- 法人後見支援員等（後見事務の経験のある専門職以外の者）に対する人材養成の内容は「受任している個別事例を組織内で相談、検討する機会（ケース会議）等を通じたOJTを実施」（25%）、「その他」として「国や道府県が実施している研修会に参加」や「社会福祉士の研修」等が挙げられている。
- 「未実施、該当者がいない」の割合が41%となっている。

法人後見支援員等（後見事務の経験のある専門職以外の者）に対する人材養成の実施状況（複数回答）



※「後見事務の経験のある専門職」：弁護士・司法書士・社会福祉士

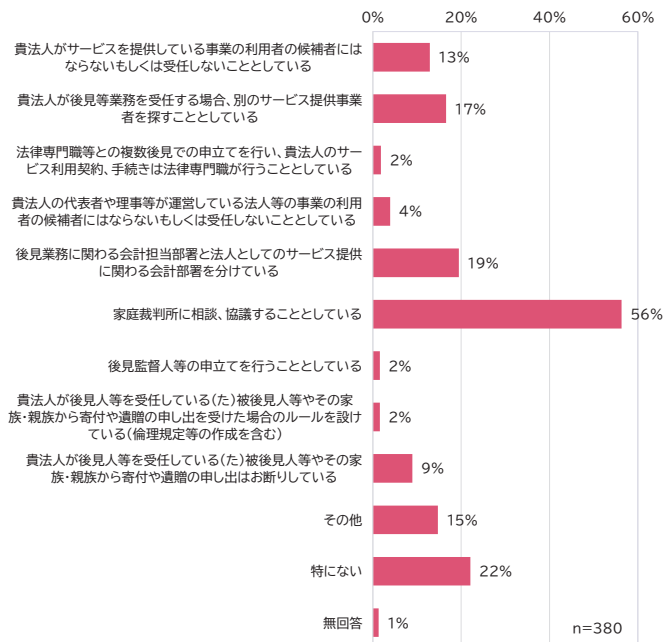
2-1. 調査結果の概要（市町村社会福祉協議会）

（7）法人または法人後見担当部署として利益相反や利益相反的な行為を防止するために行っている取組

①市町村社会福祉協議会：「法人後見を行っている（法人として後見人等を受任している）」と回答した380法人

- 「家庭裁判所に相談、協議」（56%）が最多。
- 「後見業務に関わる会計担当部署と法人としてのサービス提供に関わる会計部署を分けている」（19%）、「貴法人が後見等業務を受任する場合、別のサービス提供事業者を探すこととしている」（17%）が続いている。
- 「特にない」が22%となっている。

利益相反（的）行為防止のために行っている取組（複数回答）

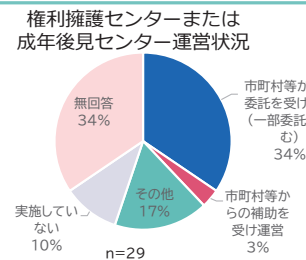
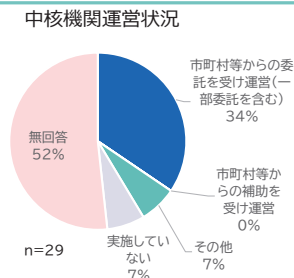
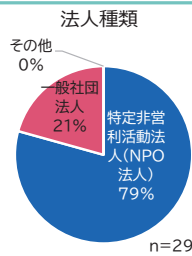


2-2. 調査結果の概要（全国権利擁護支援ネットワーク加盟団体）

（1）回答団体の属性（令和3年3月末時点）

②全国権利擁護支援ネットワーク加盟団体：29法人

- ・回答の寄せられた法人後見実施団体の8割は「特定非営利活動法人（NPO法人）」。そのうち、令和3年3月末時点で「法人後見を行っている（法人として後見人等を受任している）」と回答した法人は、28件。
- ・回答団体が中核機関、権利擁護センターまたは成年後見センターを運営している割合はそれぞれ10件（34%）、11件（37%）。
- ・法人後見を実施している団体（28団体）が法人として実施している事業としては、「相談」や「福祉サービス」の割合が7割以上を占めている。
 - ①法定後見（成年）：28件（97%）
 - ②高齢者や障害者の日常生活や成年後見制度に関する相談事業（中核機関や権利擁護センター等で行っている相談事業も含む）：21件（75%）
 - ③親族後見人、市民後見人への相談、支援（中核機関や権利擁護センター等で行っている事業も含む）：14件（50%）
- ・また、「任意後見」や「緊急連絡先、緊急対応」、「賃貸借契約、入院時の契約」等に取り組んでいる法人が2~3割みられた（「緊急連絡先、緊急対応」8件（29%）、「任意後見」7件（25%）、「賃貸借契約、入院時の契約」6件（21%）等）。

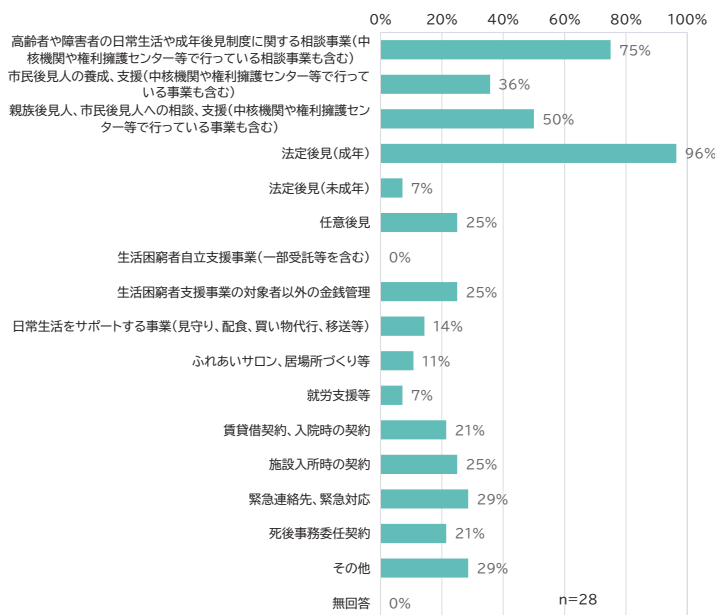


2-2. 調査結果の概要（全国権利擁護支援ネットワーク加盟団体）

（1）回答団体の属性（令和3年3月末時点）

②全国権利擁護支援ネットワーク加盟団体：「法人後見を行っている（法人として後見人等を受任している）」と回答した28法人

法人後見を実施している団体が法人として実施している事業（複数回答）

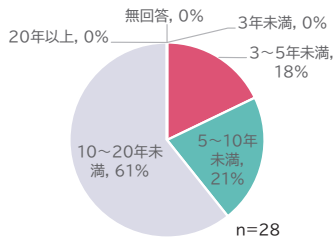


2-2. 調査結果の概要（全国権利擁護支援ネットワーク加盟団体） （2）法人としての運営状況（令和3年3月末時点）

②全国権利擁護支援ネットワーク加盟団体：「法人後見を行っている（法人として後見人等を受任している）」と回答した28法人

- 法人後見の受任体制を整備してからの経過年数で最も多かったのは「10～20年未満」17件（61%）。「5～10年未満」6件（21%）。「3～5年未満」5件（18%）が続いている。
 - 後見事務担当者の総数は654人。そのうち、「後見事務の経験のある専門職」の割合は470人（72%）。専門職以外の者は28%（「専門職以外の者（23%）」と「補助者（5%）」の合計）（令和3年3月末時点）。
- （参考）1団体当たりの体制、受任件数（令和3年3月末時点）：職員6.5人で40件受任している（受任件数は後述）。

法人後見の受任体制を整備してからの経過年数 法人後見業務を担う人員体制（実数）（令和3年3月末時点）



| | 回答数 (人) | 割合 | 平均値 (人) | 中央値 (人) |
|-----------------------|------------|-----|------------|------------|
| 01 後見事務担当者（総数） | 654 | - | 23.4 | 6.5 |
| 02 01のうち後見事務の経験のある専門職 | 470 | 72% | 16.8 | 4 |
| 03 01のうち02に該当しない者 | 153 | 23% | 6.4 | 2 |
| 04 補助者 | 33 | 5% | 1.3 | 0 |
| 合計 | 1,310 | - | - | - |

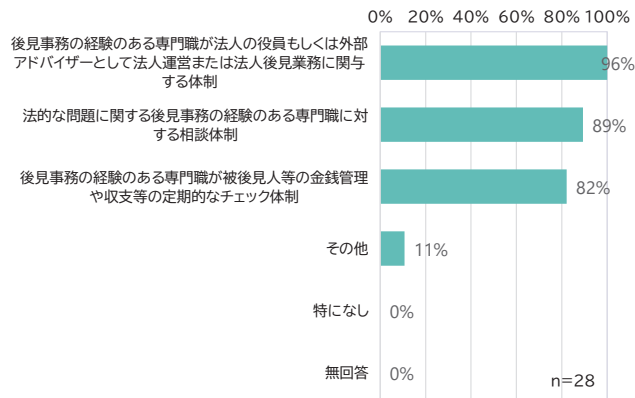
※「後見事務の経験のある専門職」：弁護士・司法書士・社会福祉士

2-2. 調査結果の概要（全国権利擁護支援ネットワーク加盟団体） （2）法人としての運営状況（令和3年3月末時点）

②全国権利擁護支援ネットワーク加盟団体：「法人後見を行っている（法人として後見人等を受任している）」と回答した28法人

- 組織的な指導監督および監査体制はいずれの回答も8割を超えている（「後見事務の経験のある専門職が法人の役員もしくは外部アドバイザーとして法人運営または法人後見業務に関与する体制」27件（96%）、「法的な問題に関する後見事務の経験のある専門職に対する相談体制」25件（89%）、「後見事務の経験のある専門職が被後見人等の金銭管理や収支等の定期的なチェック体制」23件（82%））。

組織的な指導監督および監査体制（複数回答）



※「後見事務の経験のある専門職」：弁護士・司法書士・社会福祉士

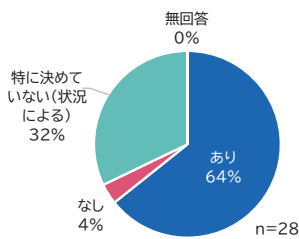
2-2. 調査結果の概要（全国権利擁護支援ネットワーク加盟団体）

（3）法人として受任する事案の要件

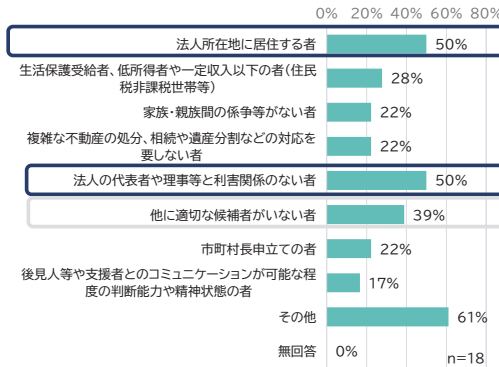
②全国権利擁護支援ネットワーク加盟団体：「法人として受任する事案の要件あり」と回答した18法人

- ・法人として受任する事案の要件を「あり」と回答した法人は18件（法人後見を実施している法人28件のうち64%）。「特に決めていない（状況による）」が9件（32%）。
- ・法人として受任する事案の要件があると回答した18法人が設けている「法人として受任する事案の要件」（複数回答）は、「その他」11件（61%）の割合が最多。内訳としては「個人後見でのかかわりが困難なケース」、「困難な事案」等の記載が見られる。
- ・次いで「法人所在地に居住する者」と「法人の代表者や理事等と利害関係のない者」がいずれも9件（50%）、「他に適切な候補者がいない者」7件（39%）が続いている。

法人として受任する事案の要件の有無



法人として受任する事案の要件（複数回答）



「その他」の記述（抜粋）

| | |
|---|-----------|
| 個人後見でのかかわりが困難なケース。 | 特定非営利活動法人 |
| 個人後見が難しい案件、後見報酬が見込めない案件、第三者を交えた会議で認められた案件。 | 特定非営利活動法人 |
| 法的問題と福祉的問題を含む困難事案を受任している。 | 一般社団法人 |
| 後見事務担当者の余力があること、事務が可能な距離であること。 | 一般社団法人 |
| 地域連携ネットワークにあがってくる困難事例、社協法人後見では受任困難とされる案件、福祉、司法の専門的支援、連携が必要な案件、虐待案件など。 | 一般社団法人 |

2-2. 調査結果の概要（全国権利擁護支援ネットワーク加盟団体）

（4）法人として受任している事案（法定後見）の傾向（令和3年3月末時点）

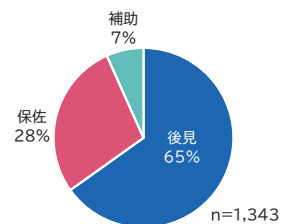
②全国権利擁護支援ネットワーク加盟団体：令和3年3月末時点で法定後見（成年）の受任件数が1件以上あると回答した27法人

- ・令和3年3月末時点で、法人として受任している法定後見（成年）の件数：1,343件。
- ・法人として受任している法定後見（成年）の件数の内訳：
 - －「法定後見（成年）の類型」：「後見」（65%）、「保佐」（28%）、「補助」（7%）。
 - －「高齢者・障害者の状況」：「高齢者」（48%）、「知的障害者」（37%）、「精神障害者」（16%）で、**市町村社協の数値と比較して「知的障害者」の割合が高い**（市町村社協の「知的障害者」の割合は19%）。
 - －「低所得に該当する者の数」：「生活保護受給者」（14%）、「住民税非課税世帯（生活保護受給者を除く）に所属する被後見人」（47%）。
 - －「その他の該当者数」：「被後見人等（本人）が後見人等や支援者とのコミュニケーションを拒否（とりづらい）」（12%）、「被後見人等（本人）から後見人等や支援者への頻回な連絡や要求、苦情等が入る」（4%）。

法人後見の受任実績、概要

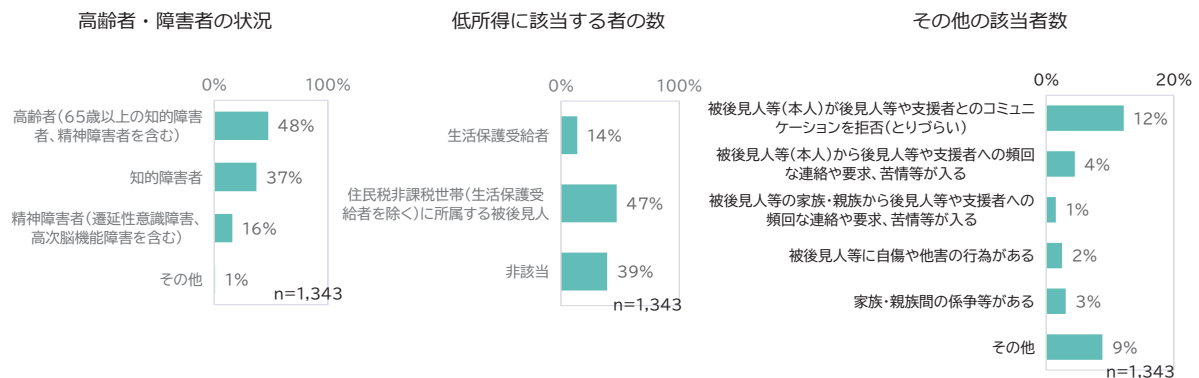
| | 回答数 | 割合 | 平均値(件数) | 中央値(件数) |
|--|-------|-----|---------|---------|
| 01 法人後見の受任体制を整備した年月～令和3年3月末時点までの累計受任件数 | 2,187 | - | 81.0 | 50 |
| 02 01のうち令和3年3月末時点で受任している件数 | 1,377 | - | 51.0 | 40 |
| 03 02のうち法定後見（成年）の受任件数 | 1,343 | 98% | 49.7 | 40 |
| 04 02のうち法定後見（未成年）の受任件数 | 21 | - | - | - |
| 05 02のうち任意後見の契約件数（未発効、発効を問わず契約している全数） | 34 | - | - | - |
| 06 貴法人が監督人等として選任され、関与している件数 | 12 | - | - | - |

法定後見（成年）の類型



2-2. 調査結果の概要（全国権利擁護支援ネットワーク加盟団体） （4）法人として受任している事案（法定後見）の傾向（令和3年3月末時点）

②全国権利擁護支援ネットワーク加盟団体：令和3年3月末時点で法定後見（成年）の受任件数が1件以上あると回答した27法人

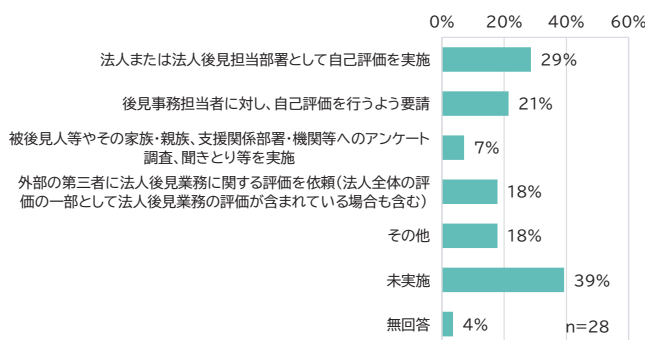


2-2. 調査結果の概要（全国権利擁護支援ネットワーク加盟団体） （5）法人後見業務（体制、運営）に関する評価の実施状況

②全国権利擁護支援ネットワーク加盟団体：「法人後見を行っている（法人として後見人等を受任している）」と回答した28法人

- ・「法人後見業務（体制、運営）に関する評価の実施状況」（複数回答）は「未実施、該当者がいない」が11件（39%）で最多となっている。
- ・実施している内容は「法人または法人後見担当部署として自己評価を実施」8件（29%）、「後見事務担当者に対し、自己評価を行うよう要請」6件（21%）が続いている。

法人後見業務（体制、運営）に関する評価の実施状況（複数回答）



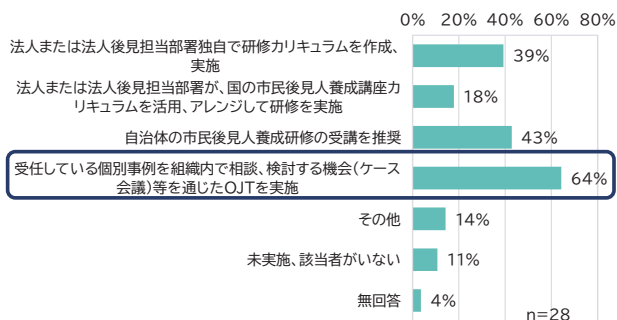
| ●「その他」の記述（抜粋） | |
|--|-----------|
| 後見業務適正化委員会、6市町村運営委員会等で事業報告を行い、意見をいただく。 | 特定非営利活動法人 |
| 法人内の内部監査員(理事・監事)が年1回後見業務監査を行っている。 | 特定非営利活動法人 |
| 年1回、県・市町村が「運営適正化委員会」を実施。 | 一般社団法人 |
| 4ヶ月毎に監理委員会(外部委員含む)を行い、全件内容を監督監理してもらう。 | 一般社団法人 |

2-2. 調査結果の概要（全国権利擁護支援ネットワーク加盟団体） （6）法人後見支援員等（後見事務の経験のある専門職以外の者）に対する人材養成の実施状況

②全国権利擁護支援ネットワーク加盟団体：「法人後見を行っている（法人として後見人等を受任している）」と回答した28法人

- 法人後見支援員等（後見事務の経験のある専門職以外の者）に対する人材養成の内容は「受任している個別事例を組織内で相談、検討する機会（ケース会議）等を通じたOJTを実施」18件（64%）、「その他」として、外部研修に出席したり、委託事業として団体が研修を実施している記載がみられる。

法人後見支援員等（後見事務の経験のある専門職以外の者）に対する人材養成の実施状況（複数回答）



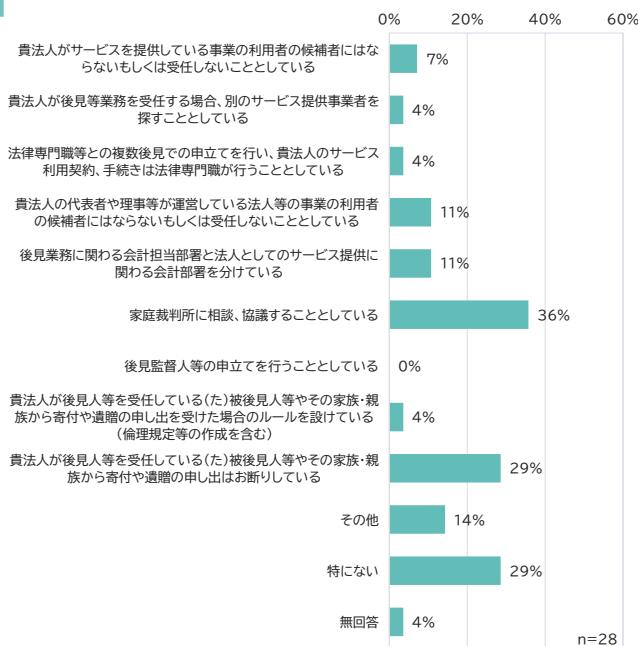
※「後見事務の経験のある専門職」：弁護士・司法書士・社会福祉士

2-2. 調査結果の概要（全国権利擁護支援ネットワーク加盟団体） （7）法人または法人後見担当部署として利益相反や利益相反的な行為を防止するために行っている取組

②全国権利擁護支援ネットワーク加盟団体：「法人後見を行っている（法人として後見人等を受任している）」と回答した28法人

- 「家庭裁判所に相談、協議」10件（36%）、「貴法人が後見人等を受任している（た）被後見人等やその家族・親族から寄付や遺贈の申し出はお断りしている」8件（29%）となっている。
- 「特になし」が8件（29%）となっている。

利益相反（的）行為防止のために行っている取組（複数回答）



第2部 取組概要 Ⅲ その他
の取組（調査及び資料）
2 法人後見実施団
体に対する実態把握調査

3 都道府県、都道府県社会福祉協議会による法人後見養成研修カリキュラムに関する資料収集

① 情報収集の概要

(1) 目的

「次期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間とりまとめ（令和元年度3年7月30日）」では、法人後見実施団体に対し、適切な後見活動を行えるようにするため、法人後見養成研修プログラムの検討を進めることが求められている。

そのため、国による法人後見実施団体に対する研修内容の在り方等を検討する際の参考とし、全国展開するにあたっての検討を行うことを目的に、各都道府県法人後見担当所管部局または都道府県社会福祉協議会法人後見担当部署で実施されている法人後見実施団体に対する研修カリキュラム・プログラムを収集した。

(2) 対象

47 都道府県法人後見担当所管部局及び 47 都道府県社会福祉協議会法人後見担当部署（合計 94 団体）

(3) 方法

メールにより法人後見実施団体に対する研修カリキュラム・プログラムの提供を依頼した。

(4) 期間

令和3年10月～11月

(5) 資料収集

| | 法人後見研修 実施数 | 受講対象 | | |
|-------------|--------------------|-------|-------|----------------|
| | | 市町村職員 | 社協職員 | 法人後見実施 団体職員 |
| 都道府県 | 10 団体 [*] | 6 団体 | 8 団体 | 6 団体 |
| 都道府県社会福祉協議会 | 6 団体 | 1 団体 | 5 団体 | 1 団体 |
| 合計 | 16 団体 | 7 団体 | 13 団体 | 7 団体 |

※都道府県回答のうち、1 団体は県内市町村で実施している法人後見従事者向け研修を回答

なお、法人後見に関する研修を実施している 16 団体のうち、9 団体から研修プログラム等の提供があった。

以下では、提供された研修の対象層、プログラム内容について整理を行った。

また、研修時間や講師等が記載されていた研修プログラムの概要を整理した。

＜研修プログラム整理(概要)＞

事例No.1

研修名称：法人後見従事者向け成年後見制度研修

目的：法人後見従事者・従事希望者を対象に、成年後見の制度的理解や法人後見の機能・役割、財産管理等の具体的な実務の習得

実施主体：A市（A市社会福祉協議会へ委託） 受講対象：市内での法人後見従事者・希望者 10名 日程：5日間 09:50～15:30

| カリキュラム | | 内容等 | 講師等 |
|--------------------------------|--|--|-------------|
| オリエンテーション(10分) | | | |
| 成年後見制度の動向と法人後見の取組について(60分) | | <ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の現状 家庭裁判所における役割・理念 法人後見への期待等 | 家庭裁判所主任書記官 |
| 権利擁護と成年後見制度利用促進基本計画の概要(60分) | | <ul style="list-style-type: none"> 権利擁護/地域連携ネットワークの構築/中核機関の整備に向けた取組等 | 県社協権利擁護センター |
| 障害の理解(150分) | | <ul style="list-style-type: none"> 障害の理解を深める/対象者の接し方を学ぶ | 障害者団体 |
| 成年後見制度の基礎①(120分) | | <ul style="list-style-type: none"> 制度の仕組み/後見業務で必要となる法律基礎知識/事例報告等 | 弁護士 |
| 成年後見制度の基礎②、任意後見契約及び発行の実務(150分) | | <ul style="list-style-type: none"> 制度の仕組み/契約、発行の実務/事例等 | 弁護士 |
| 後見人の実務①(120分) | | <ul style="list-style-type: none"> 申立書類/財産管理/身上保護/同意権/取消権/代理権の内容と活用方法 | 司法書士 |
| 後見人の実務②(150分) | | <ul style="list-style-type: none"> 報告書等の作成/報酬請求/後見終了時の手続き/死後の事務 | 司法書士 |
| 意思決定支援の基本①(120分) | | <ul style="list-style-type: none"> 意思決定支援について理解を深める | 県社会福祉士会 |
| 認知症の理解 | | <ul style="list-style-type: none"> 認知症について理解を深める 対象者との接し方を学ぶ | 大学講師 |
| 意思決定支援の基本②(120分) | | <ul style="list-style-type: none"> 意思決定支援について支援手法を学ぶ | 県社会福祉士会 |
| 法人後見の実務(90分) | | <ul style="list-style-type: none"> 体制整備(組織・職員体制・受任要件等) 事例報告等 | 法人後見実施団体 |
| 福祉サービス利用援助事業(20分) | | | 事務局 |

■ 研修会 本人の意思決定支援を支えるために～障害の理解～

目的：日々の後見活動を振り返るとともに、本人のための財産管理・身上保護の取組を進める

| カリキュラム | 内容等 | 講師等 |
|----------------------------------|---|-----------------------|
| 第1講：認知症の理解 (60分) | <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の知識と接し方 ・若年性認知症について | 医師 |
| 第2講：知的・発達障害のある人の高齢化と支援について (60分) | <ul style="list-style-type: none"> ・知的・発達障害の知識と接し方 ・高齢期における支援のポイント | 全国手をつなぐ育成会 |
| 第3講：高次脳機能障害のある人たちの理解 (60分) | <ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障害の知識 ・基本的な接し方 ・地域で生活するためにできること | 県総合リハビリテーション ヨン事業団 |
| 第4講：触法障害者の支援について (60分) | <ul style="list-style-type: none"> ・触法障害者の支援 ・後見人等に必要視点を知識 | 県弁護士会 |

事例No.4

研修名称：令和3年度 成年後見制度法人後見推進研究会 (WEB 開催)

実施主体：県、県社会福祉協議会 日程：1日 13:30～16:30

| カリキュラム | 内容等 | 講師 |
|---|--|-------------------------|
| 講義 法人後見の必要性や県の具体的支援策について (20分) | <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用状況／・法人後見の必要性 ・具体的支援策 (申立費用・報酬補助、マニュアル・研修会、成年後見制度法人後見支援事業) | 県保健福祉部障害福祉課 |
| 実践報告Ⅰ：法人後見を通じた市民後見の活動支援について (60分) | <ul style="list-style-type: none"> ・D市社協の権利擁護事業 ・D市成年後見センター開設と市民後見人養成 ・市民参加型法人後見／・今後の課題と展望 | D市社会福祉協議会 成年後見支援センター |
| 実践報告Ⅱ：社会福祉法人による地域貢献としての法人後見実践について (60分) | <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見人等受任事業の経緯、実施体制 ・実務研修／・法人後見の実務／・法人後見活動の課題、効果 | 社会福祉法人 |

質疑

事例No.8

研修名称：令和3年度 法人後見従事者・市民後見人養成研修会（専門編）

目的：社協が成年後見人等を受任し、後見事務を行う上で必要な専門的知識・技術の修得、市民後見人の養成を目的とする

実施主体：県、県社会福祉協議会

受講対象：法人後見実施・検討中の市町村社協職員等 20人 日程：4日間

| カリキュラム | 内容 | 講師 |
|----------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| 1日目：民法の基礎（150分） | 財産法、家族法 | 県弁護士会 |
| 1日目：家庭裁判所の理解（60分） | 家庭裁判所の組織と機能 生活保護制度 | 家庭裁判所 |
| 1日目：関係制度・法律（実践）（90分） | 高齢者の権利擁護と成年後見制度 障害者虐待防止法の概要 | 県社会福祉課、認知症対策・地域ケア推進課、障がい者支援課 |
| 2日目：成年後見人等の義務と責任（150分） | 業務の特徴、裁判所等との連携等 | 県社会福祉士会 |
| 2日目：成年後見制度の実務（含むGW）（240分） | 身上監護に関する実務 | 県社会福祉士会 |
| 3日目：成年後見制度の実務（含むGW）（150分） | 財産管理に関する実務① | リーガルサポート支部 |
| 3日目：成年後見制度の実務（含むGW）（120分） | 財産管理に関する実務② | リーガルサポート支部 |
| 3日目：死後事務及び財産の引継ぎについて（120分） | | リーガルサポート支部 |
| 4日目：後見活動の実際（実践発表）（120分） | | G市社協、H市社協（コーディネーター-県社会福祉士会） |
| 4日目：任意後見の「いろは」（180分） | | リーガルサポート支部、県社会福祉士会 |

事例No.9

研修名称：令和2年度 法人後見支援員（市民後見人）養成研修

実施主体：県

日程 基礎研修：5日間 21コマ、実務研修：4日間+体験・自宅レポート14コマ 計50時間

| カリキュラム | 内容 | 講師等 |
|---------------------------------|----|--------------|
| I. 基礎研修 | | |
| 成年後見制度概論 (60分) | | 県弁護士会 |
| 成年後見制度各論～法定後見・任意後見 (60分) | | 県司法書士会 |
| 市民後見概論 (90分) | | 県内大学教授 |
| 成年後見制度と市町村責任／成年後見制度利用支援事業 (60分) | | 県福祉保健部長寿介護課 |
| 対人援助の基礎 (120分) | | 県社会福祉士会 |
| 高齢者の理解、認知症の理解 (90分) | | 県福祉保健部長寿介護課 |
| 成年後見制度を取り巻く関係諸制度の基礎 ～年金制度 (30分) | | 日本年金機構 年金事務所 |
| 税務申告制度 (60分) | | 税理士会 県連合会 |
| 介護保険制度 (60分) | | 県福祉保健部長寿介護課 |
| 高齢者施策／高齢者虐待防止法 (60分) | | 県福祉保健部長寿介護課 |
| 障害者施策／障害者虐待防止法 (60分) | | 県福祉保健部長寿介護課 |
| 日常生活自立支援事業 (60分) | | 県社協 安心生活部 |
| 消費者保護 (60分) | | 県弁護士会 |
| 家族法・財産法 (120分) | | 県弁護士会 |
| 身上保護の実際 (60分) | | 県社会福祉士会 |
| 成年後見人の倫理 (90分) | | 県社会福祉士会 |
| 体験学習についての留意点 (30分) | | 県社協 |
| 障がい者の理解 (120分) | | 県内障がい者施設 |
| 成年後見制度を取り巻く関係諸制度の基礎～生活保護制度 | | 県福祉保健部長寿介護課 |

| | |
|----------------------------------|---------------|
| 成年後見制度を取り巻く関係諸制度の基礎～健康保険制度 (90分) | 県福祉保健部健康保険課 |
| 後見実施機関の実務と後見支援員へのサポート体制 (90分) | 市町村社協 法人後見主担当 |
| II. 実務研修 | |
| 後見計画、収支予定の作成 (60分) | 県社会福祉士会 |
| 報告書の作成 (60分) | 県社会福祉士会 |
| 申立手続き書類の作成 (90分) | 県司法書士会 |
| 財産管理の実務／財産目録の作成 (90分) | 県司法書士会 |
| 意思決定支援 (120分) | 県社会福祉士会 |
| 成年後見実務の基本視点 (90分) | 県司法書士会 |
| 後見事務終了時の手続き／死後事務 (60分) | 県司法書士会 |
| 体験学習：支援業務同行 (120分) | 日自、法人後見、専門職 |
| 体験学習：施設実習 (2カ所) (240分) | 高齢者施設、障がい者施設 |
| 自宅レポート：体験実習の報告書作成 (90分) | |
| 自宅レポート：市民後見人像 (90分) | |
| 家庭裁判所の実際 (120分) | 家庭裁判所 |
| 事例報告と検討 (フォローアップ研修と合同) (300分) | 県内大学教授 |

研修名称：令和2年度法人後見支援員（市民後見人）フォローアップ研修

実施主体：県 日程：2日間

| カリキュラム | 内容 | 講師等 |
|------------------------------|----------------------------|-------------|
| 講義①：宮崎県における成年後見制度の現状 (50分) | 中核機関の設置状況、成年後見制度の利用状況 | 県福祉保健部長寿介護課 |
| 講義②：裁判所から見た後見人等としての留意点 (50分) | 裁判所へ報告する際の留意点／後見人等からよくある質問 | 家庭裁判所 |
| 講義③：成年後見実務の基本視点 | 身上保護、財産管理、後見事務終了時の手続き | 県司法書士会 |
| 講義④：成年後見実務に関わる法的知識 | 民法改正、消費者保護（消費者契約法ほか） | 県弁護士会 |
| 事例検討 (360分) | | 県内大学教授 |

研修名称：令和2年度 法人後見専門員育成研修会
 目的：法人後見受任に関する行政や市町村社協の役割、法人後見の実務及び法人後見専門員として法人後見支援員への指導・助言に必要な基本的知識を学ぶ
 実施主体：県、県社協 受講対象：市町村行政、市町村社協、中核機関、法人後見実施団体等 日程：2日間

| カリキュラム | 内容 | 講師等 |
|--|----|-------------|
| 基調説明：宮崎県における成年後見制度利用促進体制整備の取組(仮題)(45分) | | 県保健福祉部長寿介護課 |
| 講義・演習：法人後見事業に必要な基礎知識(210分) | | リーガルサポート県支部 |
| 講義：後見監督人業務のポイント(60分) | | リーガルサポート県支部 |
| 実践報告：成年後見制度利用促進体制整備の取組(75分) | | 市町村社会福祉協議会 |
| 講義：成年後見人(法人後見専門員)の倫理(40分) | | ばあとなあ |
| 講義・演習：後見活動における権利擁護と身上保護の実務 | | ばあとなあ |

研修名称：令和2年度 法人後見専門員スキルアップ研修会
 目的：法人後見支援員(市民後見人)への支援のための専門知識等の習得、地域連携ネットワークの構築を見据えた関係機関との連携のあり方や調整力の向上を図る

実施主体：県、県社協 受講対象：市町村行政、市町村社協、中核機関、法人後見実施団体等 日程：2日

| カリキュラム | 内容 | 講師等 |
|---|----|---------------------------------|
| <プログラム1> 講義：成年後見制度と意思決定支援(仮題)(120分) | | 県内大学教授 |
| <プログラム2> 実践報告・事例検討① 法人後見の取組を通して学ぶ 実践報告及び事例発表(60分) | | 発表者：権利擁護センター コーディネーター：県内大学教授 |
| 事例検討(60分) | | |
| 実践報告・事例検討② 法人後見の取組を通して学ぶ 実践報告及び事例発表(60分) | | 発表者：市町村社協 コーディネーター：県内大学教授 |
| 事例検討(60分) | | |
| まとめ | | 県内大学教授 |